

第 \_\_\_\_\_ 号  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 年分源泉所得税の徴収猶予の承認通知書

あなたが、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請については、次のとおり承認したので通知します。

なお、源泉所得税について徴収猶予を受けた場合には、必ずその年分について確定申告書を提出することになっていますから、御注意ください。

給与等・公的年金等・報酬等の支払者	給与等・公的年金等・報酬等の別	徴収猶予限度額	徴収猶予開始の日
			〔既に申請書の写しを提出して徴収猶予を受けている場合には、下記の日は、その写しの提出の日の翌日と読み替えてください。〕
		円	月 日
			月 日
			月 日

## 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書

### 1 作成目的

この通知書は、繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予の承認通知をする場合に作成する。

### 2 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による交付は行わず、証明書を交付する。
- (2) この通知書は、直接申請者あて送付する。

### 3 教示文

承認申請の一部を承認する場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。